

乾燥野菜プロジェクト特集



岩下 ローカルマネージャー

令和3年4月に高森町、(株) hakken、阿蘇農業協同組合、(株) タイミー、肥銀オフィスビジネス (株) の5社により「持続可能な消費と生産プロジェクトによるフードロス削減を通じた高森町農業活性化事業実施協定」が締結され始動した乾燥野菜プロジェクト。協定締結から1年が経過した現在の事業内容などについて(株) hakkenの熊本オフィスローカルマネージャー岩下さんに伺いました。

現在の取組み

5月上旬、町内の加工場を訪問するとアスパラガスの根の加工中でした。アスパラガスは協定を締結している阿蘇農業協同組合から提供されたもので作業は岩下さんとスタッフの2名で行われていました。(作業については右部に詳細記述)

フードロスの削減を目指す取組みということから、通常では商品にならない野菜を回収し加工します。回収できる野菜は時期によって異なるものの、(合) 豊前屋本店の紹介から水田ごぼうの取扱いも始まり、通年6~7種類の野菜を取扱うことができているとのこと。5月は宇城市からトマト、西原村から人参の規格外や廃棄野菜を回収しており、県内様々な場所から野菜を集めておられます。高森産の野菜は6月以降に収穫期を迎えるため、阿蘇農業協同組合や農業者の方から回収する予定になっているようです。



サイトで販売されている商品

加工された野菜は、「UNDR12 (アンダートゥエルブ)」という商品名が付けられ(株) hakkenのサイト内で販売されています。商品名は野菜の水分量を12%以下にする加工方法にちなんでおり、この加工により微生物の増殖を抑え、野菜の長期保存を可能としました。なお、保存可能な期間は野菜によって異なるものの、驚異の1年ほどにまで伸ばすことが出来るそうです。



加工中のアスパラガス

画像は手洗い作業が完了したものです。この日は約100キロのアスパラガスを回収しましたが、乾燥後は約10分の1程度にまでなるとのこと。



工場内では多種の野菜や果物がサンプルとして保管されていました。

商品になるまで (アスパラガスの場合)

1 洗浄 (手洗い)



2 スライサーでカット

乾燥しやすいように薄くスライスします。



3 スチーム加工



アスパラガス独自の作業。均等にスチームが施せるよう箱に広げて機械へ。

4 乾燥機へ

1度に200キロほど入れることが出来る大型の乾燥機。15時間程度かけて乾燥します。



5 商品に



今後の展開など

現在は高森町と広島県にある2拠点で加工を行っていますが、年内にさらに4拠点の増加を予定しており、最終的には全国各地に拠点を置き廃棄野菜の削減、農業者の所得増加に貢献できる体制を確立したいと語られました。

また、新たに乾燥野菜の粉末の商品化を進めておられ、農作物の新たな可能性を見出していくこれからの事業展開に期待が膨らみます。



乾燥野菜を粉末にする専用機械



高森警察署 電話 62-0110 通報・相談 110

不法滞在・不法就労 防止にご協力を!

不法就労・不法滞在防止のための活動強化月間(6月)

政府においては、毎年6月を外国人労働者の問題啓発月間に設定し、外国人労働者問題に関する正しい理解と協力を促進するため、啓発活動等を行うこととしています。これを踏まえ、警察においても関係機関と連携し、不法就労・不法滞在防止のための諸活動を推進していきます。

◎不法就労とは

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働く場合
- ・ 在留期限の切れた人や密入国者が働く
- ・ 退去強制されるのが既に決まっている人が働く
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働く場合
- ・ 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
- ・ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
- ・ 料理人や語学教師として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
- ・ 留学生が許可された時間数を超えて働く

◎事業者が不法就労させる等した場合

働くことが認められていない外国人を雇用したり、不法就労をあつせんした人

「不法就労助長罪」 3年以下の懲役、300万円以下の罰金
※雇用した外国人が不法就労者であると知らなかったとしても、雇用しようとする際に在留カードを確認していない等の過失がある場合、処罰を免れません。

◎協力依頼先と依頼内容

- 外国人雇用企業・団体等の皆様へ
- 不法就労防止措置 (就労資格の確認等) の徹底をお願いします。
- 研修生、技能実習生の受入企業、管理団体及び留学生の受入学校等の皆様へ

・ 日常生活指導のほか、研修、技能実習及び留学等の終了後に確実な帰国の確保ができるよう責任ある受入をお願いします。

※外国人を雇用する際には必ず在留カードを確認してください!!

※適法に滞在されている外国人に対する誹謗中傷は堅くお断りします。